

改正案		現行案			
別表（第2条関係）					
占用物件	単位	占用料（単位円）			
		所在地			
		第3級地	第4級地	第5級地	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510	420	380
	第2種電柱		790	650	580
	第3種電柱		1,100	880	780
	第1種電話柱		460	380	340
	第2種電話柱		730	610	540
	第3種電話柱		1,000	830	740
	その他の柱類		46	38	34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	370	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	160	140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270	230	200
	外径が1メートル以上のもの		550	450	410
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
	別表（第2条関係）				
占用物件	単位	占用料（単位円）			
		所在地			
		第3級地	第4級地	第5級地	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440	350	300
	第2種電柱		680	540	470
	第3種電柱		920	730	630
	第1種電話柱		400	320	270
	第2種電話柱		630	500	440
	第3種電話柱		870	690	600
	その他の柱類		40	32	27
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線類		2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	310	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	190	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790	630	540
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	270	230
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	960	670
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17	13	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47	38	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71	57	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95	76	65
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170	130	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240	190	160
	外径が1メートル以上のもの		470	380	330
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	A×0.005		
		階数が2のもの		A×0.008		
		階数が3以上のもの		A×0.01		
	上空に設ける通路	930		480	330	
	地下に設ける通路	560	290	200		
	その他のもの	910	760	680		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19	10	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190	96	67	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	190	96	67	
		その他のもの	1,900	960	670	
	標識	1本につき1年	730	610	540	
	旗ざお	1本につき1月	190	96	67	
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	10	7	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	96	67	
	アーチ	1基につき1月	1,900	960	670	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190	96	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	91	76	68	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1年	A×0.005		
		階数が2のもの		A×0.008		
		階数が3以上のもの		A×0.01		
	上空に設ける通路	870		480	340	
	地下に設ける通路	520	290	200		
	その他のもの	790	630	540		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	17	10	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	170	96	67	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	170	96	67	
		その他のもの	1,700	960	670	
	標識	1本につき1年	630	500	440	
	旗ざお	1本につき1月	170	96	67	
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17	10	7	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170	96	67	
	アーチ	1基につき1月	1,700	960	670	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	790	630	540	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	170	96	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	79	63	54	

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.016</u>	A×0.019	<u>A×0.023</u>
	上空に設けるもの		<u>A×0.023</u>		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		A×0.005		
	階数が1のもの		A×0.008		
	階数が2のもの		A×0.01		
	階数が3以上のもの	A×0.01			
	その他のもの	<u>A×0.033</u>			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	<u>A×0.016</u>	A×0.019	<u>A×0.023</u>	
	その他のもの	A×0.012	<u>A×0.013</u>	<u>A×0.016</u>	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A×0.023</u>			
	その他のもの	A×0.012	<u>A×0.013</u>	<u>A×0.016</u>	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	<u>A×0.016</u>	A×0.019	<u>A×0.023</u>	
	上空に設けるもの	<u>A×0.023</u>			
	その他のもの	<u>A×0.033</u>			
令第7条第12号に掲げる器具		<u>A×0.033</u>			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	<u>A×0.016</u>	A×0.019	<u>A×0.023</u>	
	上空に設けるもの	<u>A×0.023</u>			
	その他のもの	<u>A×0.033</u>			

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>A×0.017</u>	A×0.019	<u>A×0.024</u>
	上空に設けるもの		<u>A×0.024</u>		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		A×0.005		
	階数が1のもの		A×0.008		
	階数が2のもの		A×0.01		
	階数が3以上のもの	A×0.01			
	その他のもの	<u>A×0.034</u>			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	<u>A×0.017</u>	A×0.019	<u>A×0.024</u>	
	その他のもの	A×0.012	<u>A×0.014</u>	<u>A×0.017</u>	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A×0.024</u>			
	その他のもの	A×0.012	<u>A×0.014</u>	<u>A×0.017</u>	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	<u>A×0.017</u>	A×0.019	<u>A×0.024</u>	
	上空に設けるもの	<u>A×0.024</u>			
	その他のもの	<u>A×0.034</u>			
令第7条第12号に掲げる器具		<u>A×0.034</u>			
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	<u>A×0.017</u>	A×0.019	<u>A×0.024</u>	
	上空に設けるもの	<u>A×0.024</u>			
	その他のもの	<u>A×0.034</u>			